



2026 年 5 月 25 日

各 位

会社名：株式会社 SDS ホールディングス
代表者名：代表取締役社長 渡辺 悠介
(コード番号：1711 東証スタンダード)
問い合わせ先：取締役管理本部長 田中 圭
(Tel:03-6821-0004)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の委任を受け、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社完全子会社の従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、新株予約権の行使価額その他未確定の事項は、当該新株予約権の割当予定日である 2026 年 5 月 27 日に決定する予定です。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社取締役及び従業員並びに当社完全子会社の従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3 名	3,350 個
当社従業員	6 名	1,200 個
当社完全子会社従業員	5 名	450 個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 500,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないとときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

③ 新株予約権の総数

5,000 個

なお、本新株予約権の引受の申込の総数が上記の新株予約権の数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の数とする。

④ 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京

証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

2027年6月28日から2035年6月27日までとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役または従業員（契約社員を含む）であることを要する。ただし、本新株予約権を行使することができる期間に任期満了による退任または退職した取締役または従業員については、取締役会が承認した場合に限り本新株予約権を行使することができるものとする。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権の1個当たりの一部行使はできない。
- 新株予約権者が当社との間に締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
- その他の条件は、本日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端

数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記 a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 - c. 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑩ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑪ 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ⑫ 新株予約権の割当日
2026 年 5 月 27 日
- ⑬ 新株予約権証券
本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとする。
- ⑭ 新株予約権の行使により発生する端株の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

以 上